特定事業所集中減算の考え方

盛 岡 市 介 護 保 険 課

特定事業所集中減算　判定フローチャート

問１　紹介率最高法人への紹介率（以下、紹介率。）が 80%を超えたサービスが１つ以上ありますか？

- 答　はい　→　問２へ
- 答　いいえ　→　減算無・届出不要

問２　紹介率が 80%を超えたサービス全てが、別紙１の「正当な理由」のいずれかに合致しますか？（※減算適用の有無に関わらず届出は必要になります。）

- 答　はい　→　減算無し
- 答　いいえ→問３へ

問３　紹介率が 80%を超え、別紙１の「正当な理由」のいずれにも合致しないサービスに、訪問介護又は福祉用具貸与が含まれますか？

- 答　はい　→　減算有り
- 答　いいえ

問４　通所介護と地域密着型通所介護を合算したもので再計算を行った場合、80%を超えますか？

- 答　はい　→　減算有り
- 答　いいえ　→　減算無し

別紙１

居宅介護支援の特定事業所集中減算に係る「正当な理由」の解釈について

１　居宅介護支援事業者の通常の実施地域における各サービスごとの事業所数が５事業所未満であり、少数である場合

訪問介護サービス等の各サービスごとでみた場合に、利用者の 80%以上が特定の地域（※）の事業所に集中していて、その特定の地域の当該サービス事業所数が５事業所未満である場合。

※平成 16 年４月１日時点の市町村を単位とする。

盛岡市では旧玉山村及び旧玉山村編入前の盛岡市となる。

なお、次の事業所は事業所数に含めないものとする。

（１）判定期間中に一度もサービス提供を行わなかったみなし事業所

（２）サテライト事業所

２　特別地域居宅介護支援加算を受けている事業所である場合

３　判定期間１月当たりの平均居宅サービス計画件数が 20 件以下である場合

４　判定期間１月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置づけられた計画件数が１月当たり平均 10 件以下である場合

５　サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した結果、特定の事業者に集中していると認められる場合

（１）訪問介護において、特定事業所加算Ⅰ、Ⅱ、又はⅢのいずれかを算定している。

なお、紹介率最高法人が複数の訪問介護事業所を運営しており、かつ、特定事業所加算を算定している事業所がそれらの一部である場合は、特定事業所加算を算定している事業所の計画件数を除外して再計算した結果、紹介率が 80%を超えない場合には、減算とはならない。

【必要な手続き】

１に該当する場合

（１）特定事業所集中減算チェックシート「80%を超過する理由」欄に該当する理由を記載して提出すること。

（２）特定事業所集中減算チェックシート及び確認シート１を提出すること。

２、３又は４に該当する場合

（１）特定事業所集中減算チェックシート「80%を超過する理由」欄に該当する理由を記載して提出すること。

５に該当する場合

（１）特定事業所集中減算チェックシート「80%を超過する理由」欄に該当する理由を記載して提出すること。

（２）特定事業所集中減算チェックシート及び確認シート２を提出すること。